

防官政第5153号  
13.6.28  
改正 防官政第3172号  
16.3.30  
改正 防官政第2202号  
18.3.24  
改正 防官政第7068号  
18.7.26  
改正 防官政第11623号  
18.12.26  
改正 防官政第8253号  
19.8.29  
改正 防官文第3651号  
20.3.25  
改正 防官文第9247号  
21.7.31  
改正 防官訟第7211号  
23.6.10  
改正 防官訟第4573号  
27.4.10  
改正 防官文(事)第18号  
27.10.1  
改正 防官訟(事)第3780号  
令和4年3月9日

長官官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
統合幕僚会議議長 殿  
技術研究本部長  
契約本部長

事務次官

訴訟処理要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏なきを期されたい。

添付書類：別紙

## 訴訟処理要領

## 第1 趣旨

この要領は、「国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」（昭和22年法律第194号。以下「法」という。）に定める国又は行政庁を当事者又は参加人とする訴訟において、防衛省が実施すべき訴訟に関する事務の処理に関し、当該処理を円滑かつ統一的に実施するため必要な事項を定めるものとする。

## 第2 訴訟事務総括者

- 1 機関等の所管する事務に係る訴訟に関する事務の処理を総括する者を「訴訟事務総括者」という。
- 2 この要領において「機関等」とは、次の表の左欄に掲げるものをいい、当該機関等の訴訟事務総括者は、同表の右欄に掲げる者とする。

機関等	訴訟事務総括者
防衛省本省の内部部局、地方防衛局	大臣官房長
防衛大学校	防衛大学校長
防衛医科大学校	防衛医科大学校長
防衛研究所	防衛研究所長
統合幕僚監部（自衛隊サイバー防衛隊を含む。）	統合幕僚長
陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）	陸上幕僚長
海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）	海上幕僚長
航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）	航空幕僚長
情報本部	情報本部長
防衛監察本部	防衛監察監
防衛装備庁	防衛装備庁長官

### 第3 訴訟の処理担任

- 1 訴訟の処理は、訴訟事務総括者、訴訟事務総括者が指定した部隊若しくは機関の長又は国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第15条第3号に掲げる措置をとる歳入徴収官等（以下「処理担任者」という。）が実施する。
- 2 訴訟事務総括者は、前項の規定による指定をしたときは、指定した職員の官職及び担任する事務を、大臣官房訟務管理官（以下「訟務管理官」という。）に通知するものとする。
- 3 処理担任者が、第6第1項から第7項までに掲げる事項について処理する場合には、訴訟事務総括者に報告し、又は訴訟事務総括者の指示を受けるものとする。

### 第4 指定代理人の指定

法に定める指定代理人の指定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 法第1条に定める国を当事者又は参加人とする訴訟については、訴訟事務総括者又は処理担任者が、訴訟を提起しようとする場合又は法務省訟務局長、法務局長若しくは地方法務局長（以下「法務局長等」という。）から当該機関等の所管する事務に係る訴訟を提起された旨の通知（以下「争訟事件係属通知」という。）を受けた場合に、当該機関等の職員から適当と認める者を法第2条第2項に定める指定代理人の候補者として法務局長等に通知し法務大臣の指定を受ける。ただし、訴訟の性質等により、当該機関等に所属する職員のみでは当該訴訟の処理が困難な場合には、関係機関等間で協議の上、訴訟事務総括者又は処理担任者は、他の機関等の職員を法第2条第2項に定める指定代理人の候補者として法務局長等に通知し法務大臣の指定を受けることができる。
- (2) 法第5条に定める国を被告とする訴訟又は行政庁を当事者若しくは参加人とする訴訟については、法務局長等から争訟事件係属通知を受けた者（以下「訴訟当事者等」という。）が、管下の職員から適当と認めて指名した者又は訴訟当事者等の上級行政庁の長が当該上級行政庁の職員から適当と認めて指名した者を指定し、法務局長等を経由し裁判所に通知する。ただし、訴訟の性質等により、当該機関等に所属する職員のみでは当該訴訟の処理が困難な場合には、関係機関等間で協議の上、訴訟当事者等は、他の機関等の職員を指定することができる。

### 第5 各機関等の協力

機関等は、訴訟の性質等により、当該機関等に属する職員のみでは訴訟の処理が

困難な場合には、他の機関等と協議の上、第4第1号及び第2号ただし書に掲げる事項その他の協力を得ることができる。

## 第6 訴訟の処理

### 1 訴訟提起時等

#### (1) 訴訟を提起する場合

ア 訴訟事務総括者又は処理担任者が、法務局長等に訴訟の提起のための手続を依頼する場合においては、当該訴訟事務総括者は、提起理由等について、あらかじめ大臣官房長と調整するものとする。

イ アの依頼に基づき、法務局長等が訴訟を提起した場合においては、当該訴訟事務総括者は別紙様式第1により訟務管理官に通知するものとする。

#### (2) 法務局長等から争訟事件係属通知を受けた場合

ア 訴訟事務総括者又は処理担任者が法務局長等から当該機関等が所管する事務に係る争訟事件係属通知を受けた場合においては、当該訴訟事務総括者は、別に定めのある場合を除き、別紙様式第1により訟務管理官に通知するものとする。

イ 訴訟事務総括者又は処理担任者が法務局長等に争訟事件係属通知に対して回答する場合においては、当該訴訟事務総括者は、当該訴訟に関する訴訟方針等の行政庁意見について、あらかじめ大臣官房長と調整するものとする。

### 2 訴訟の審理経過

訴訟事務総括者は、開廷の期日ごとの審理経過を別紙様式第2により訟務管理官に通知するものとする。

### 3 訴えの取下げ等

訴訟事務総括者又は処理担任者が、第1項第1号の訴訟における国側の訴えの取下げ又は第1項第2号の訴訟における相手側の訴えの取下げに対する同意に関して、法務局長等から意見を求められた場合は、訴訟事務総括者は、大臣官房長と調整の上、回答するものとする。

### 4 裁判上の和解

訴訟事務総括者又は処理担任者が、裁判上の和解に応じる場合においては、当該訴訟事務総括者は、別紙様式第3により、あらかじめ防衛大臣に申請し承認を受けるものとする。

### 5 判決書の写しの送付

訴訟事務総括者は、係属裁判所から判決の言い渡しがあったときには、判決書の写しを訟務管理官に送付するものとする。

## 6 上訴

係属裁判所からの判決の言い渡し後、訴訟事務総括者又は処理担任者が法務局長等から当該訴訟の上訴の提起に関する意見を求められた場合においては、訴訟事務総括者は、大臣官房長と調整の上、回答するものとする。

## 7 訴訟の終了

訴訟事務総括者は、訴訟が終了したときは、別紙様式第4により訟務管理官に通知するものとする。

## 第7 委任規定

この要領に定めるもののほか、訴訟に関する事務の処理に関し必要な事項は、各訴訟事務総括者が定めるものとする。

## 第8 調停事件への準用

調停事件に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、この要領の規定を準用する。

## 第9 その他

第2第2項の規定にかかわらず、当分の間、防衛監察本部に係る訴訟処理は、防衛監察監の要請に基づき防衛監察監に代わって大臣官房長が行う。

別紙様式第1(第6第1項関係)

発簡番号

年月日

訟務管理官 殿

訴訟事務総括者

訴訟[調停事件]の係属について(通知)

標記について、下記のとおり通知する。

記

1. 係属裁判所、事件番号、事件名
2. 当事者(原告[申立人]、被告[被申立人])
3. 訴え[申立]の概要
  - (1) 訴え[申立]の要旨
  - (2) 請求の原因等(提起[申立]年月日、請求の原因、原告[申立人]の請求内容、第1回期日等)
4. 訴訟[調停事件]にいたる経緯等
5. その他参考となる事項

添付書類：訴状[申立書](写)

注：調停事件の場合は[ ]内の項目とする。

通知事項は別紙でも可とする。

別紙様式第2(第6第2項関係)

発簡番号

年月日

訟務管理官 殿

訴訟事務総括者

訴訟[調停]経過通知書

事件の表示	裁判所				
	事件番号				
	事件名				
当事者	原告[申立人]				
	被告[被申立人]				
	防衛省指定代理人				
担当法務局名					
今回	期日		次回	期日	
	手続			手続	
経過の概要					

添付書類：※準備書面、書証等を添付する。

注：調停事件の場合は[ ]内の項目とする。

別紙様式第3(第6第4項関係)

発簡番号

年月日

防衛大臣 殿

訴訟事務総括者

裁判上の和解[調停の成立]について(申請)

標記について、下記のとおり申請する。

記

1 訴訟[調停]事件名等

- (1) 係属する裁判所名、事件番号及び事件名
- (2) 訴訟提起[調停申立]年月日
- (3) 当事者(原告[申立人]、被告[被申立人])の住所、氏名、年齢及び職業並びに代理人の所属、官職、氏名等
- (4) 裁判官氏名

2 事件の概要

- (1) 事件当事者双方の住所、氏名、年齢、職業
- (2) 事件の発生日、発生場所及び事実
- (3) 当該訴訟提起[調停申立]に至る経緯

3 訴訟[調停]の経緯等

- (1) 原告[申立人]の請求の趣旨及び原因
- (2) 被告[被申立人]の主張
- (3) 訴訟[調停]の経緯
- (4) 判決の内容(既に前審において判決があったものに限る。)

4 裁判所和解[調停委員会調停案]勧告理由、法務省、当省の判断等

- (1) 裁判官[調停委員会]の意見
- (2) 法務局等の判断
- (3) 訴訟事務総括者の判断
- (4) 参考となる判例、学説
- (5) 損害賠償金比較対照表一付紙による。(損害賠償請求訴訟に限る。)

5 本件和解[調停成立]が防衛省に及ぼす影響

6 職員に対する求償権の有無、その程度及び求償額並びにその理由(損害賠償請求に係る訴訟又は調停事件に限る。)

7 その他参考事項

注：調停事件の場合は[ ]内の項目とする。申請事項は別紙でも可とする。

## 損害賠償金比較対照表

区分		原告請求額	判決予想額	裁判所和解勧告額
損害額	逸失利益			
	慰謝料			
	葬祭料			
	小計			
	過失割合			
損害額合計				
控除額(既支出額)				
弁護士費用				
遅延損害金				
賠償額合計				
和解勧告額				

注：1 該当各欄には、金額のみでなく、その計算式をも簡潔に記載するものとする。

2 控除額欄は、費目毎に欄を設ける。

別紙様式第4(第6第7項関係)

発簡番号

年月日

訟務管理官 殿

訴訟事務総括者

訴訟[調停事件]終了通知書

事件の表示	裁判所	
	事件番号	
	事件名	
当事者	原告[申立人]	
	被告[被申立人]	
	防衛省指定代理人	
担当法務局名		
解決区分(確定年月日)		
判決又は和解[調停成立又は調停不成立]の要旨		

添付書類：※和解調書[調停調書](写)、法務局からの争訟終了通知(写)等を添付

注：調停事件の場合は[ ]内の項目とする。